一般競争入札心得

令和８年度 介護サービス提供基盤等整備事業

本心得の適用対象

② 無線 LAN アクセスポイント及びネットワーク機器

※本件の具体的な日時、場所、参加資格、提出書類、仕様及び責任分界は、本件の一般競争入札公告、仕様書及び発注者が書面で示す回答によります。

社会医療法人博愛会（以下「当法人」という。）が、介護老人保健施設あかしやにおいて実施する本件の一般競争入札に参加する者は、本件の一般競争入札公告、仕様書その他関係書類に定めるもののほか、本心得を遵守してください。

（総則）

第１条　本心得は、本件の一般競争入札に適用します。

2　入札参加者は、一般競争入札公告、仕様書、入札関係様式、質問に対する発注者の回答その他発注者が交付又は公表する関係書類を確認した上で入札してください。

3　関係書類間に疑義又は解釈上の不明点がある場合は、本件公告に定める質問受付期間内に発注者へ照会してください。

（入札参加資格）

第２条　入札に参加できる者は、本件の一般競争入札公告に基づく参加資格審査を受け、入札参加資格を有する旨の通知を受けた者に限ります。

2　入札参加者は、参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の日まで、本件公告に定める参加資格を継続して満たしていなければなりません。

3　参加資格を喪失した場合又は申請内容に重要な変更が生じた場合は、速やかに発注者へ申し出てください。

（入札書の提出）

第３条　入札参加者は、当法人所定の入札書を使用し、本件公告に定める入札及び開札の日時・場所に持参して提出してください。郵送、FAX、電子メールその他の方法による入札は認めません。

2　本件の入札書は、他の案件の入札書と分け、それぞれ別の封筒に封入してください。

3　入札書の封筒には、表面に案件名及び「入札書在中」と記載し、裏面に入札者の住所、商号又は名称及び代表者氏名を記載してください。

4　入札書は、入札執行者の指示に従って提出してください。入札執行時刻までに入札書を提出しない場合は、当該案件の入札を辞退したものとして取り扱います。

（入札金額）

第4条　入札書には、消費税及び地方消費税を含まない金額を記載してください。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額を落札価格とします。

2　入札金額は、当該案件の仕様を履行するために必要な費用を含む総額としてください。

3　3区分の責任分界により他区分の調達又は施工範囲として明示されている機器、資材、設定又は工事を、本区分の入札金額に重複して計上してはなりません。責任分界に疑義がある場合は、入札前に発注者へ確認してください。

4　入札金額の頭首には「￥」を付してください。入札金額の加除訂正は認めません。

（公正な入札の確保）

第5条　入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律その他関係法令に抵触する行為を行ってはなりません。

2　入札参加者は、競争を制限する目的で、他の入札参加者と入札価格、入札意思その他入札に関する事項について相談、協議又は調整を行ってはなりません。

3　入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して自己の入札価格を意図的に開示してはなりません。

（代理人による入札）

第6条　代理人が入札する場合は、入札書に入札参加者（委任者）の住所、商号又は名称及び代表者氏名を記載するとともに、代理人氏名を記載し、所定の印を押印してください。

2　一人の代理人が、同一案件について2者以上の入札参加者を代理することはできません。また、入札参加者又はその代理人が、同一案件における他の入札参加者の代理をすることはできません。

（入札書の書換え等の禁止）

第7条　入札参加者又はその代理人は、提出した入札書を書き換え、引き換え、又は撤回することはできません。

（無効入札）

第8条　次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

(1) 入札参加資格を有しない者又は開札時までに参加資格を失った者がした入札
(2) 所定の日時までに入札書を提出しなかった入札
(3) 入札書の記載金額、案件名その他入札要件が確認できない入札
(4) 入札書の記載金額を加除訂正した入札
(5) 入札書に必要な記名又は押印がない入札
(6) 一の入札者又はその代理人が、同一案件について2以上の入札をしたときの入札
(7) 代理人が同一案件について2者以上の入札参加者を代理してした入札
(8) 入札参加者が同一案件について他の入札参加者の代理をしたときの双方の入札
(9) 無権代理人がした入札
(10) 参加資格審査申請書その他提出書類に虚偽の記載又は偽装があった者のした入札
(11) 入札に関して談合その他の不正行為があった者のした入札
(12) 一般競争入札公告、仕様書、本心得その他発注者が示した入札条件に違反した入札

（開札）

第9条　開札は、本件公告に定める日時及び場所において、入札終了後に行います。

2　入札参加者又はその代理人は、入札執行者の指示に従って開札に立ち会ってください。入札参加者又はその代理人が開札に立ち会わない場合でも、入札執行を妨げるものではありません。

（再入札等）

第 10 条　初回の入札で落札者が決定しない場合、発注者は再入札又は再開札を行うことがあります。実施する場合の方法、日時その他必要な事項は、入札参加者にその場又は速やかに通知します。

2　再度の入札によっても落札者が決定しない場合は、本件公告に定めるところにより、最低価格を提示した者と随意契約の交渉を行うことがあります。全ての入札参加者が失格となった場合も、発注者が必要と認めるときは同様に取り扱うことがあります。

（落札者の決定）

第 11 条　有効な入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

2　落札者となるべき同額の入札をした者が 2 者以上ある場合は、当該者にくじを引かせて落札者を決定します。くじを引かない者がある場合は、入札事務に直接関係しない者が代わってくじを引くことがあります。

3　落札決定後に、落札者が入札参加資格を欠いていたこと、提出書類に虚偽があったことその他入札を無効とすべき事実が判明した場合は、落札決定を取り消すことがあります。

（入札保証金及び契約保証金）

第 12 条　本件の入札保証金は、免除します。

2　本件の契約保証金は、免除します。

3　前 2 項は、契約上必要となる保険その他の付保義務を免除するものではありません。

（契約の締結）

第 13 条　落札者は、発注者が指定する期日までに、契約書その他必要書類を提出し、契約を締結してください。

2　契約内容は、一般競争入札公告、仕様書、入札時の提出内容、質問回答その他関係書類に基づくものとします。

3　落札者が正当な理由なく契約を締結しない場合は、落札決定を取り消し、今後の入札参加に際してその事実を考慮することがあります。

（契約締結前の着手禁止及び補助事業上の書類）

第 14 条　落札者は、契約締結前に、物品の納入、機器の設置、施工又は工事に着手してはなりません。

2　本事業は北海道「令和 8 年度介護サービス提供基盤等整備事業費補助金」を活用する事業であるため、受注者は、契約書、納品書、請求書、検査記録、施工・設置写真、完成図書その他補助事業の確認に必要な資料の作成、提出及び保存に協力してください。

3　本件の受注者は、発注者及び他区分の受注者と協議し、機器仕様、設置位置、ネットワーク構成、配線、電源、工程、試験及び切替について相互に調整し、システム全体が正常に稼働するよう協力してください。

（入札の辞退）

第 15 条　入札参加者は、入札執行前まで入札を辞退することができます。

2　入札を辞退する場合は、辞退書を発注者へ提出してください。辞退書の様式は任意としますが、案件名、入札参加者名、代表者名及び辞退する旨を明記してください。

3　入札執行時刻までに入札書を提出しなかった場合は、当該案件の入札を辞退したものとして取り扱います。

（入札の延期、中止又は取りやめ）

第 16 条　天災、事故、入札手続上の疑義、不正行為に関する情報その他発注者が必要と認める事情がある場合は、入札を延期し、中止し、又は取りやめることがあります。

2　前項の場合、入札参加者が入札参加のために要した費用について、発注者は補償しません。

（不正行為への対応）

第 17 条　入札に関して談合その他の不正行為に関する情報があった場合、発注者は、入札の延期又は中止、事情聴取、関係資料の提出要請その他必要な措置を講じることがあります。

2　契約締結後に談合その他の不正行為が判明した場合は、契約書その他関係規定に基づき、契約の解除、損害賠償の請求その他必要な措置を講じることがあります。

（その他）

第 18 条　本手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円とします。

2　入札参加に要する費用は、全て入札参加者の負担とします。

3　本心得に定めのない事項又は解釈に疑義がある事項については、本件の一般競争入札公告、仕様書及び発注者が書面で示す回答その他関係書類に基づき、発注者が判断します。

別紙　入札書封筒の記載例

本件の入札書は他の案件とは別の封筒に封入してください。1 つの封筒に複数案件の入札書を入れないでください。

【封筒表面】

令和 8 年度 介護サービス提供基盤等整備事業

〔無線 LAN アクセスポイント及びネットワーク機器〕

入　札　書　在　中

【封筒裏面】

住　　所：

商号又は名称：

代表者氏名　：

【代理人が入札する場合】

委任状は入札書封筒の中に封入せず、入札受付時に入札執行者へ提出してください。

入札書には、委任者の住所・商号又は名称・代表者氏名と、代理人氏名を記載し、代理人が所定の印を押印してください。

令和 8 年 11 月　社会医療法人博愛会